

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第7号

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。


次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(消防職員の立入りの証票) 第2条 法第4条第2項（ <u>法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項</u> において準用する場合を含む。）に規定する立入りのための証票は、立入検査証（第1号様式）とする。	(消防職員の立入りの証票) 第2条 法第4条第2項（ <u>法第16条の5第3項</u> 及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する立入りのための証票は、立入検査証（第1号様式）とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（表）

第 号	立 入 検 査 証
	氏 名
	生年月日 年 月 日
この者は、消防法第4条第1項、第16条の3の2第2項、第16条の5第1項及び第2項並びに第34条第1項の規定により立入検査等を行う権限を有する。	
	年 月 日
	瀬戸市消防長 

9. 1センチメートル

5. 5センチメートル

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証票は、他人に貸与し、又は職務以外に使用してはならない。
- 2 この証票を紛失、盗難その他の事故があったときは、直ちに報告すること。
- 3 この証票の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、この証票の書換えを申請すること。
- 4 消防職員の職を失したときは、この証票を返納すること。

備考 1 地色は白色とする。

2 消防章は、金色で直径1.8センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瀬戸市火災予防規則の規定により交付されている証票は、この規則の施行の日の前日限り、その効力を失う。